

宮崎県都城保健所庁舎清掃作業基準仕様書

1 清掃方法

(1) 各供用部分の清掃は、次表のとおりとする。

清掃箇所	日 常 清 掃
玄関ホール	1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。 3 フロアマットは真空掃除機で吸塵する。 4 扇ガラスで汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。 5 金属部分は、タオル等でほこりを取る。
所長室・視聴覚室	1 床面を真空掃除機で吸塵する。
廊下・多目的室	1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。 3 ごみ箱のごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオル水拭き及び乾拭きをする。
便所及び洗面所	1 床全面をモップで水拭きする。 2 洗面台及び水栓は、スポンジで適正洗剤を塗布し、汚れを洗浄のうえ、タオルで拭く。 3 鏡は、適正洗剤を用いて乾拭きする。 4 大小便器は適正洗剤を用いて汚れを洗浄し、拭く。 5 紙屑入れ及び汚物入れは内容物を回収し、外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 6 トイレットペーパー、便座シート及び水石鹼の補充
湯沸室	1 床全面をモップで水拭きする。 2 流し台は、中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。 3 塵芥容器の塵芥を収集し、容器を適正洗剤で洗浄する。 (茶殻室) 1 茶殻の処理（茶殻は、水分を十分きり、所定の場所に搬出） 2 茶殻入容器、床面及び壁等の洗浄（ゴキブリ等衛生害虫の駆除を含む。）
玄関周り	1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分をモップで水拭きする。
敷地（車庫・駐輪場を含む）	1 落ち葉等をほうき等で掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 落ち葉のないところは、巡回して粗ごみを拾い所定の場所に搬出する。

(2) 特別清掃は、次表のとおりとする。

清掃箇所	特別清掃
玄関ホール	1 床の表面洗浄を行う。
廊下	2 回数については以下のとおり
便所及び洗面所	年2回 玄関ホール、廊下・多目的室、便所及び洗面所、湯沸室
湯沸室	年1回 共用会議室、事務室
共用会議室 事務室	
窓ガラス	1 ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 2 ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 3 ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。 4 外側のガラス清掃においては、安全帯を装着し、落下防止の手段を講じる。

2 清掃箇所

別添「清掃区域図面」による。